

食品安全委員会の取り組み

内閣府食品安全委員会委員 見上 彪

「BSE問題に関する調査検討委員会報告」
平成14年4月2日

- 1) 危機意識の欠如と危機管理体制の欠落
- 2) 生産者優先・消費者保護軽視の行政
- 3) 政策決定過程の不透明な行政機構
- 4) 農林水産省と厚生労働省の連携不足
- 5) 専門家の意見を適切に反映しない行政
- 6) 情報公開の不徹底と消費者の理解不足



新たな食品安全行政

平成15年5月23日

消費者の保護を基本とした包括的な食品の安全を確保するための法律として**食品安全基本法**を制定

平成15年7月1日

消費者の健康保護を最優先に、食品安全行政に**リスク分析手法**を導入し、食品の安全に関する**リスク評価**を行う**食品安全委員会**を新たに設置

リスクアナリシス (リスク分析)

リスク 健康への悪影響が生ずる確率とその程度
リスク分析 健康への悪影響の発生を予防又は抑制する科学的手法

リスク評価
食品安全委員会

食品を摂取することにより人の健康に及ぼす影響について科学的に評価すること

例: 農薬の安全性評価 (一日摂取許容量 mg/kg体重/日の算定等)

リスク管理
厚労省、農水省等

国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価が行われたときはその結果に基づいて、基準の設定や規制の実施等の行政的対応を行うこと(緊急暫定的な対応を含む)

例: 農薬の残留基準の設定 (米の中の残留基準を mg/kg 以下に設定等)

リスクコミュニケーション (社会的合意形成)
関係者相互間の情報及び意見の交換
例: 意見交換会の開催、パブリックコメントの実施

食品安全委員会

リスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的な食品健康影響評価(リスク評価)を客観的かつ中立公正に行うために内閣府に設置された機関

組織

- 1) 食品安全委員会: 委員7名
- 2) 専門調査会: 16分科会、のべ200名
横断的: 企画、リスコム、緊急時対応
評価担当: 添加物、微生物等13の専門調査会
- 3) 事務局: 4課1官、54名
総務課、評価課、勧告広報課、情報緊急時対応課、リスコムコミュニケーション官

主な任務

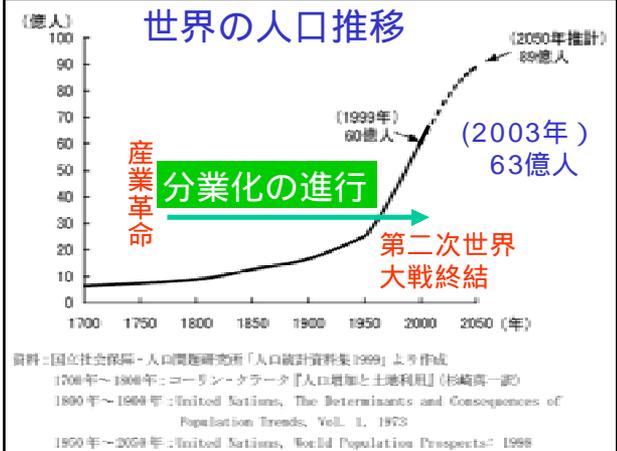
- 1) 食品健康影響評価
- 2) 意見の具申
- 3) 勧告
- 4) 科学的調査・研究
- 5) リスクコミュニケーションの実施・調整
- 6) 緊急の事態への対応

連絡先
電話03-5251-9218, FAX:03-3591-2236
ホームページ: <http://www8.cao.go.jp/shokuhin/>

食品安全委員会は公開です。
毎週木曜日14:00開会です。

を食べてほしいから。
具守っています、食の安全。

TEL:03-5251-9220



Thinking Globally, Working Locally

世界とともに食べる

■ 世界の平均人口 35%以上
■ 2001—2010年未満

1.3億人 / 63億人、自給率40%

読売新聞より

健全な食品

生物的変質要因
微生物・害虫・寄生虫・動物・酵素的変化・他

化学的変質的要素
酸化・変色・退色・非酵素的褐変・他

物理的変質要素
吸湿・乾燥・結晶化・破損・異物混入・他

不健全な食品

リステリア・モノサイトゲネス

健全な食品から不健全な食品への変化

祖先からの知恵と新しい技術開発

Codex/FAO/WHO 合同食品規格委員会

一般には国際食品規格委員会、またはCAC (Codex Alimentarius Commission) と呼ばれる。日本は、1966年に加盟。

目的: ①消費者の健康を守り、
②公正な食品貿易を確保し、
③食品貿易の促進を図る。

規格: 総会で採択された規格は、各国政府に求められる。

「食品の安全確保の基本的プロセスとしてリスクアナリシス導入」
リスクベース+サイエンスベース

EU欧州食品安全白書

- 総合的統合アプローチの採用
 - 緊急警報システム
 - 助官組織の独立性
- フードチェーンアプローチ (含む飼料)
 - ④ 予防原則
 - ⑤ その他法的要素
- 全食品について水平的 (横断的)
 - 国際協調
- 全加盟国・輸出国
 - 環境
- 統一目標がなく連続的
 - 動物福祉
- トレーサビリティ
 - 持続的農業
- 包括的・効果的・機動的な政策形成
 - プロセス品質に関する情報 (消費者の期待)
- 透明性の徹底
 - 欧州食庁

(中嶋氏の表を改変)

食品のリスクアナリシス (リスク分析)

科学的な根拠に基づいて食品の安全性確保を行う手法であり、日本語の分析の意味にとどまらず、リスクの評価、管理、情報交換・共有を含む。

孫子の兵法「敵を知り、己を知れば百戦危うからず。」と共通する。「敵も分からず、味方も知らず」では、困ったことになってしまう。

Codexでは、図の概念が合意されているが、固定的なものではなく進化を続けていると考えるべきである。

食品は生物由来であり、食べる人間も生物であり、生物は変化する。ハザードや食生活も変化している。

リスクアナリシス (WHO/FAO/Codex)

リスクアナリシスの枠組み

リスク管理

初期活動*

施策・措置の選択

施策・措置の実施

モニタリングと見直し

リスク評価

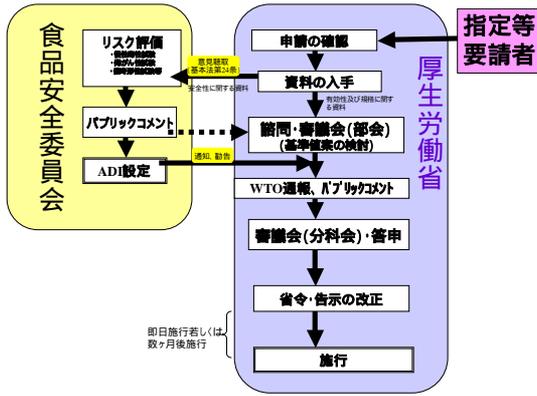
リスクコミュニケーション

機能的分離と相互作用

* Preliminary Risk Management Activities.

豊福、春日 (2003)、獣医学雑誌、p.33-44

食品添加物の指定等の流れ



リスクアセスメントの構成

有害性確認

問題は何か? どのような有害性? 証拠はあるのか?

有害性特定

どのくらいの量で、どのくらいの確率で、病気に? どの程度の症状になるのか?

曝露評価

ヒトはその要因をどの程度摂取しているか? どこでどの程度含まれるようになるのか? どのくらい増えるのか? 減るのか? どのくらいの量がどのくらいの確率で飲み込まれるのか?

リスク判定

どのような健康被害か? どのくらいの頻度か? どのような人が危険なのか? どのパラメーターが大きく健康被害に影響するのか?

食品安全委員会専門調査会 (専門委員、延べ200名程度)

企画

リスクコミュニケーション

緊急時対応

評価チーム

- ・化学物質系評価グループ

添加物、農薬、動物用医薬品、器具・容器包装、
化学物質、汚染物質

- ・生物系評価グループ

微生物、ウイルス、プリオン、かび毒・自然毒等

- ・新食品等評価グループ

遺伝子組換え食品等、新開発食品、肥料・飼料等

7人の食品安全委員の委託を受けて、専門分野の調査・審議を行う。

食品におけるリスク評価

単一で均一な化学物質の場合

主として動物実験を用いた毒性試験結果を基に、その物質がどのような毒性を有するかを判定し、ヒトへの健康被害が起こらない許容濃度を求める。

丸ごと食品のような複合不均一な場合

有害微生物の場合

その他

食品健康影響評価の例 (農薬)

実験動物等を用いた毒性試験

毒性試験: 急性毒性試験
反復投与毒性試験・発がん性試験・変異原性試験・催奇形性試験・体内動態試験等

無毒性量 (No-Observed Adverse Effect Level <NOAEL>) の設定
毒性試験の結果に基づき定められる有害な作用を示さない物質の最大量



食品健康影響評価

食品のリスク評価 丸ごと不均一複合食品

1. 実験動物の餌に丸ごと食品を加えると、栄養バランスの乱れが生じ易く、毒性学的影響の判定や栄養学的適格性の判断等が困難。
2. 評価対象となる食品の特性に応じてケースバイケースで柔軟に対応する必要がある。
3. 食品としての判断は、原材料の生物としての特徴の観察、食用生物としての特徴の観察が前提となる。食用生物としての妥当性が確認され、食品の評価が始まる。
4. 遺伝子組換え食品ではFAO/WHO合同専門家会合により、長い経験と伝統のある食品と実質的に同等と見なせるならば、対象食品と同様の安全性評価が可能であると判断がされている。
5. この実質的同等コンセプト(SE)を取り入れた組換え植物ならびに微生物利用食品の安全性評価指針が、Codexで合意された。

食品のリスク評価 有害微生物

微生物の特徴

- 同一種内での多様性（病原性、環境抵抗性、他）
- 食品中での増殖、死滅：数の変化が劇的
- 宿主の多様性（発症の個人差、感受性集団の存在）

危害の量的把握困難

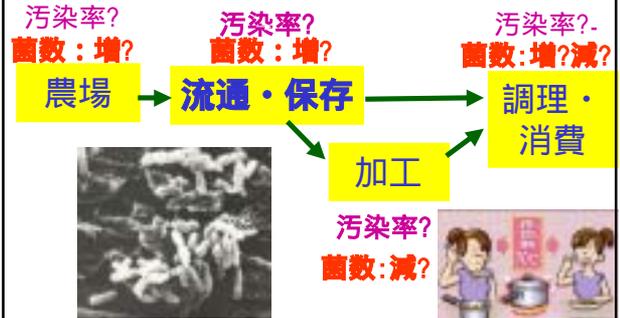
・健康被害の実態を推定し、被害削減のための対策案の効果を比較推定する。

・フードチェーン全体に関する情報を系統的に整理することにより、健康被害の実態を把握する。

・可能な対策案によって得られる効果をリスク管理機関に提示すること。



フードチェーン・アプローチ 生産農場から食卓まで



食品安全委員会への必要的諮問事項

- ・食品衛生法
- ・農薬取締法
- ・肥料取締法
- ・家畜伝染病予防法
- ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
- ・と畜場法
- ・水道法
- ・薬事法（動物用医薬品等）
- ・農用地の土壤汚染防止等に関する法律
- ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
- ・ダイオキシン類対策特別措置法
- ・牛海綿状脳症対策特別措置法



アマメシバ(天芽芝、サウロパス・アンドロジナス)を大量長期に摂取させることが可能な粉末・錠剤等の加工食品



当該食品の長期摂取と閉塞性細気管支炎との因果関係は否定できないと判断
この評価結果を受けて、厚生労働省はアマメシバの粉末等の販売・流通を禁止(食品衛生法第4条2の第2項)

牛のせき柱（背根神経節）



リスクコミュニケーションの推進

- 1) 審議の透明性確保と情報の提供
- 2) リスク評価に関する一般からの意見・情報の募集等
例：遺伝子組換え食品等の安全性評価基準の策定について
10月 6日 意見・情報の募集
24日 意見を聴く会の開催
予定：評価基準案についての意見交換会

3) 意見交換会・懇談会の開催

消費者団体、食品関連事業者等との意見交換(10月末までに計11回)
食の安全に関する意見交換会の開催
(厚生労働省・農林水産省と連携して開催したものの計8回)



4) 「食の安全ダイヤル」 (03-5251-9220)

5) 「食品安全モニター」 を通じた意見把握等

食品安全委員会緊急時対応 基本指針(暫定版)

食品安全委員会の役割
対応の基本
対象となる緊急事態等
緊急時における体制
連絡要領
関係行政機関との連絡
体制
情報収集のあり方
緊急対策本部設置

関係府省連絡会議設置
専門委員の委員会への参加
調査研究
情報提供
勧告及び意見
事後検証
その他

食品安全委員会

リスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的な食品健康影響評価(リスク評価)を客観的かつ中立公正に行うために内閣府に設置された機関

組織

- 1) 食品安全委員会：委員7名
- 2) 専門調査会：16分科会、のべ200名
横断的：企画、リスク、緊急時対応
評価担当：添加物、微生物等13の専門調査会
- 3) 事務局：4課1官、54名
総務課、評価課、勧告広報課、情報緊急時対応課、
リスクコミュニケーション官

連絡先
電話03-5251-9218, FAX:03-3591-2236
ホームページ：<http://www8.cao.go.jp/shokuhin/>

主な任務

- 1) 食品健康影響評価
- 2) 意見の具申
- 3) 勧告
- 4) 科学的調査・研究
- 5) リスクコミュニケーションの実施・調整
- 6) 緊急の事態への対応

